

# 令和4年度 第2回袋井市国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和5年1月26日(木)午後1時30分から

場所 袋井市役所3階 301会議室

## 1 開 会

## 2 保険者あいさつ

## 3 諮 問

## 4 会長あいさつ

## 5 議 事

### (1) 報告事項

ア 国民健康保険事業の状況について

イ 令和5年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

ウ 令和5年度国民健康保険制度改正について

エ 保険者努力支援制度の評価指標について

オ 袋井市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画の進捗状況について

### (2) 審議事項

ア 令和5年度袋井市国民健康保険運営方針について

## 6 その他

## 7 閉 会

袋井市国民健康保険運営協議会委員名簿

任期 令和4年4月1日 から 令和7年3月31日 まで (3年間)

構成区分	代表区分	氏 名	期別	備考
被保険者代表		中 村 邦 子	2	
		丸 山 秀 美	1	
		木 村 旗 弥子	1	
		新 海 智 美	1	
保険医及び 保険薬剤師代表	医 師 会	伊 藤 政 孝	3	
	医 師 会	森 下 浩 治	5	
	歯科医師会	小 原 信	7	
	薬 剤 師 会	鈴 木 直 子	1	
公 益 代 表	市 議 会	鈴 木 弘 睦	2	
	市 議 会	立 石 泰 広	2	
	学 識 経 験	寺 田 整	2	会 長
	自治会連合会	名 倉 正 一	1	
被用者保険代表	健康保険組合	大 橋 弘 明	2	
	健康保険組合	田 中 達 也	1	

(事務局及び関係部署)

市 民 生 活 部 長	安 形 恵 子
市 民 生 活 部 保 険 課 長	長 島 知 義
総合健康センター健康づくり課長	鈴 木 立 朗
財 政 部 納 税 課 長	川 村 佳 典
納 税 課 主 幹 兼 収 納 対 策 室 長	山 本 昌 弘
健康づくり課主幹兼検診指導係長	塚 本 ゆみ江
保 険 課 参 事 兼 保 険 給 付 係 長	近 藤 秀 幸
保 険 課 主 幹 兼 国 保 年 金 係 長	鈴 木 恵 子
保 険 課 国 保 年 金 係 主 任	村 上 知 穂

令和5年1月26日開催

令和4年度

第2回袋井市国民健康保険運営協議会資料

袋 井 市

# 目 次

## 【報告事項】

- 1 国民健康保険事業の状況について . . . . . 1
  - (1) 被保険者の状況について
  - (2) 国民健康保険税の状況について
  - (3) 保険給付の状況について
  
- 2 令和5年度国民健康保険事業納付金及び標準保険料率について . . . . . 5
  - (1) 国民健康保険事業納付金について
  - (2) 標準保険料率について
  
- 3 令和5年度国民健康保険制度改正について . . . . . 7
  - (1) 令和5年度税率、税額の改定について
  - (2) 税の賦課限度額引き上げについて
  - (3) 税の軽減判定所得引き上げについて
  - (4) 出産育児一時金の引き上げについて
  
- 4 保険者努力支援制度の評価指標について . . . . . 10
  
- 5 袋井市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び袋井市国民健康保険  
特定健康審査等実施計画の進捗状況について . . . . . 11

## 【審議事項】

- 1 令和5年度袋井市国民健康保険運営方針について . . . . . 15
  - (1) 税率、税額について
  - (2) 税の収入率向上対策について
  - (3) 資格適用及び医療費の適正化について
  - (4) 保健事業の推進について
  - (5) 啓発、広報事業の推進について

## 【報告事項】

### 1 国民健康保険事業の状況について

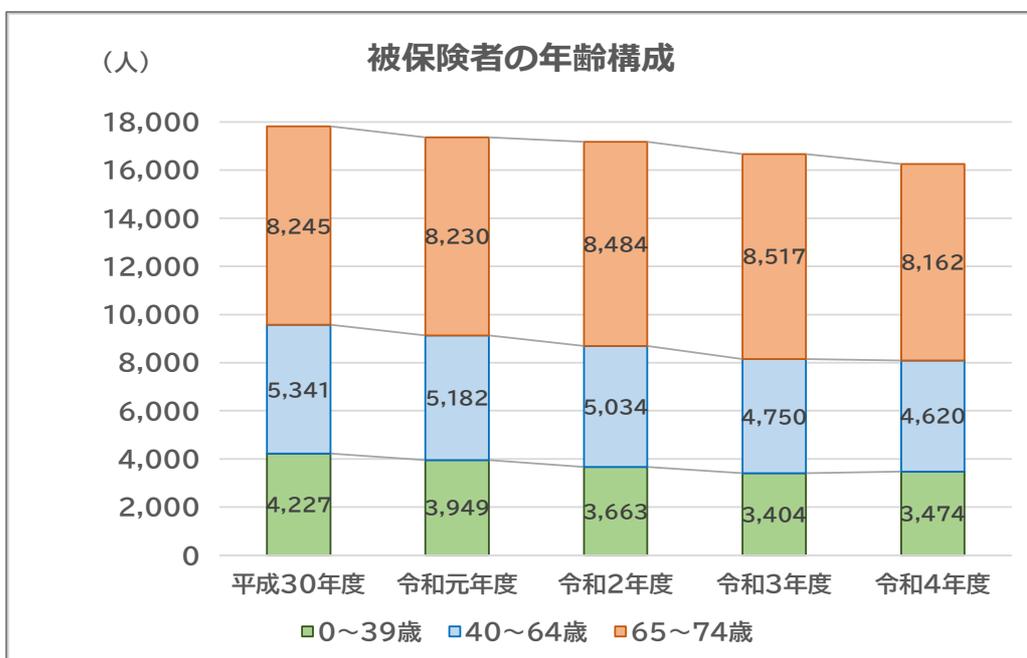
#### (1) 被保険者の状況について

75歳からの後期高齢者医療保険への移行や被用者保険の適用拡大により、被保険者数・世帯数は減少しています。また、65歳から74歳の前期高齢者は、全被保険者の半数を超えています。

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被保険者数	17,813	17,361	17,181	16,671	16,256
世帯数	10,895	10,726	10,709	10,513	10,475

※各年度末現在。令和4年度は、11月末現在



※各年度末現在。令和4年度は、11月末現在

#### (2) 国民健康保険税の状況について

##### ア 令和4年度の税率、税額

区分	医療分	後期分	介護分	合計	令和3年度との比較
所得割	5.58%	1.62%	1.91%	8.39%	1.04%
資産割	20.0%	2.73%	3.00%	25.73%	▲12.87%
均等割	25,900円	8,200円	10,100円	44,200円	4,600円
平等割	23,500円	6,600円	3,000円	33,100円	▲3,500円

国保税は、以下の3つの費用の合計となっています。

- ①医療給付費（医療分）…医療給付費などに充てられる費用
- ②後期高齢者支援金（後期分）…後期高齢者医療の保険給付費を支援するための費用
- ③介護納付金（介護分）…介護保険料に相当する費用（40歳以上65歳未満が対象）

## イ 賦課・収入状況

11月末時点では、年間の調定額に対して、現年分は54.2%、滞納繰越分は19.8%となっており、収入率は、現年分では前年度と同程度、滞納繰越分は前年度より高くなっている状況です。

令和4年11月末の状況

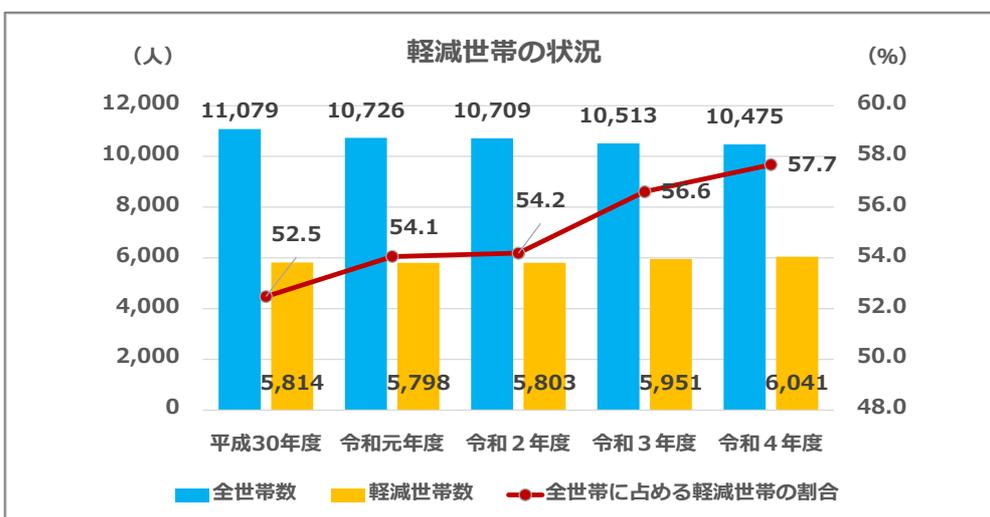
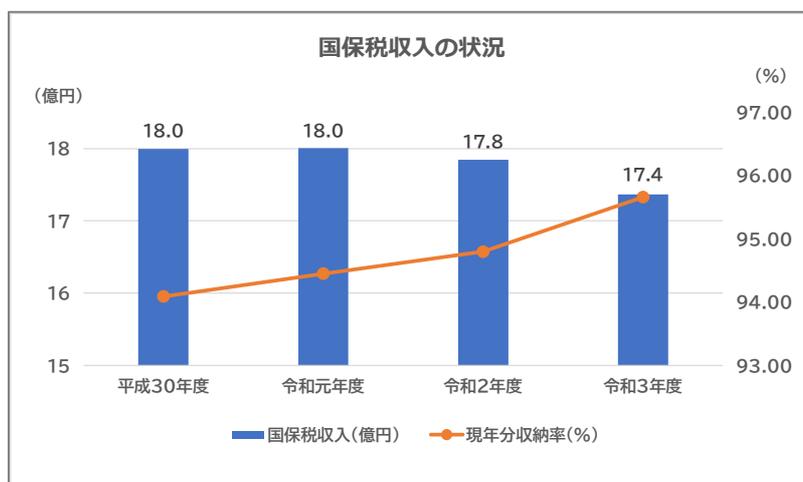
(単位:円、%)

令和4年度	区分	調定額	収入済額	収入率
	現年度分	1,700,647,900	921,674,995	54.2%
滞納繰越分	320,962,157	63,615,003	19.8%	
令和3年度	区分	調定額	収入済額	収入率
	現年度分	1,714,638,720	929,290,144	54.2%
滞納繰越分	381,540,565	60,971,195	16.0%	

年度別収入額の状況

(単位:億円、%)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入額	18.0	18.0	17.8	17.4
収入率(上段:現年、 下段:滞納繰越)	94.1	94.5	94.8	95.6
	21.0	23.1	24.7	25.0



※令和4年度は11月末の状況。令和4年度から未就学児均等割軽減世帯を含む。

【参考】

■令和4年度の賦課限度額（国保税の負担上限額）

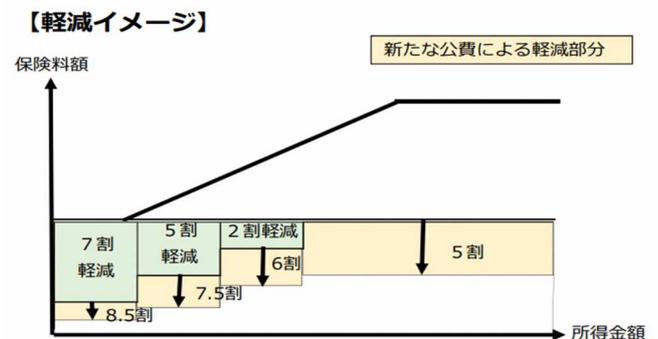
医療分 65 万円  
後期分 20 万円  
介護分 17 万円  
合計 102 万円

区分	対象世帯数	増加額
医療分	131世帯	271万円
後期分	98世帯	103万円
介護分	28世帯	0万円
合計	-	374万円

■未就学児（0～5歳）の均等割額の軽減

未就学児の均等割額を2分の1減額。  
低所得者に対する軽減（7割・5割・2割）に該当する場合は軽減適用後の均等割額を2分の1減額

区分	対象世帯数	軽減額
医療分	328世帯	▲314万円
後期分	328世帯	▲100万円
合計	-	▲414万円



■新型コロナウイルス感染症に伴う税の減免状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して30%以上減少した世帯に対し減免

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ件数(件)	63	72	26	5
減免額(円)	2,235,596	12,614,378	4,164,357	790,561

※令和元年度は2月～3月の納期分、令和2年度以降は全納期分が対象

※令和4年度は11月末現在

■新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当支給状況

新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった無給分の期間に対して支給

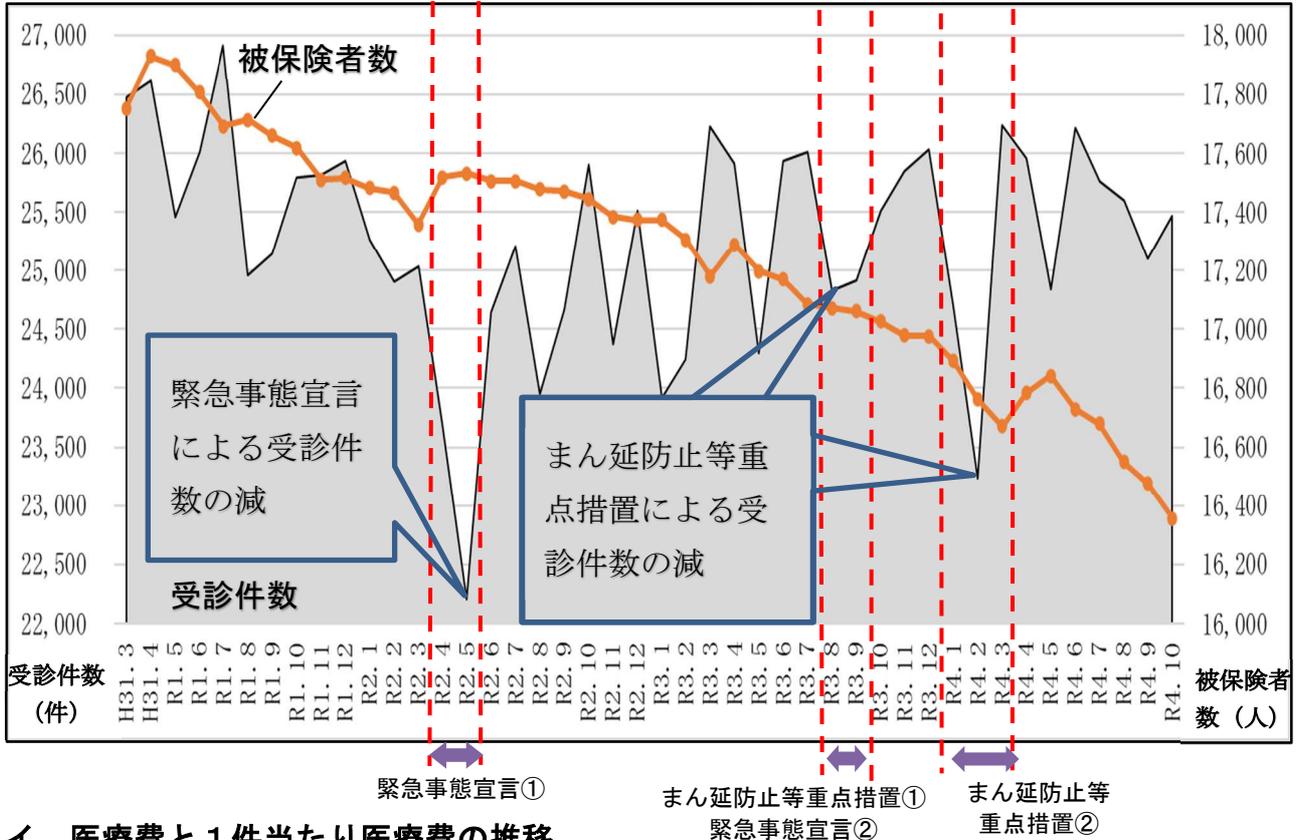
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ件数(件)	0	0	9	42
減免額(円)	0	0	353,322	1,140,749

※令和4年度は11月末現在

### (3) 保険給付の状況について

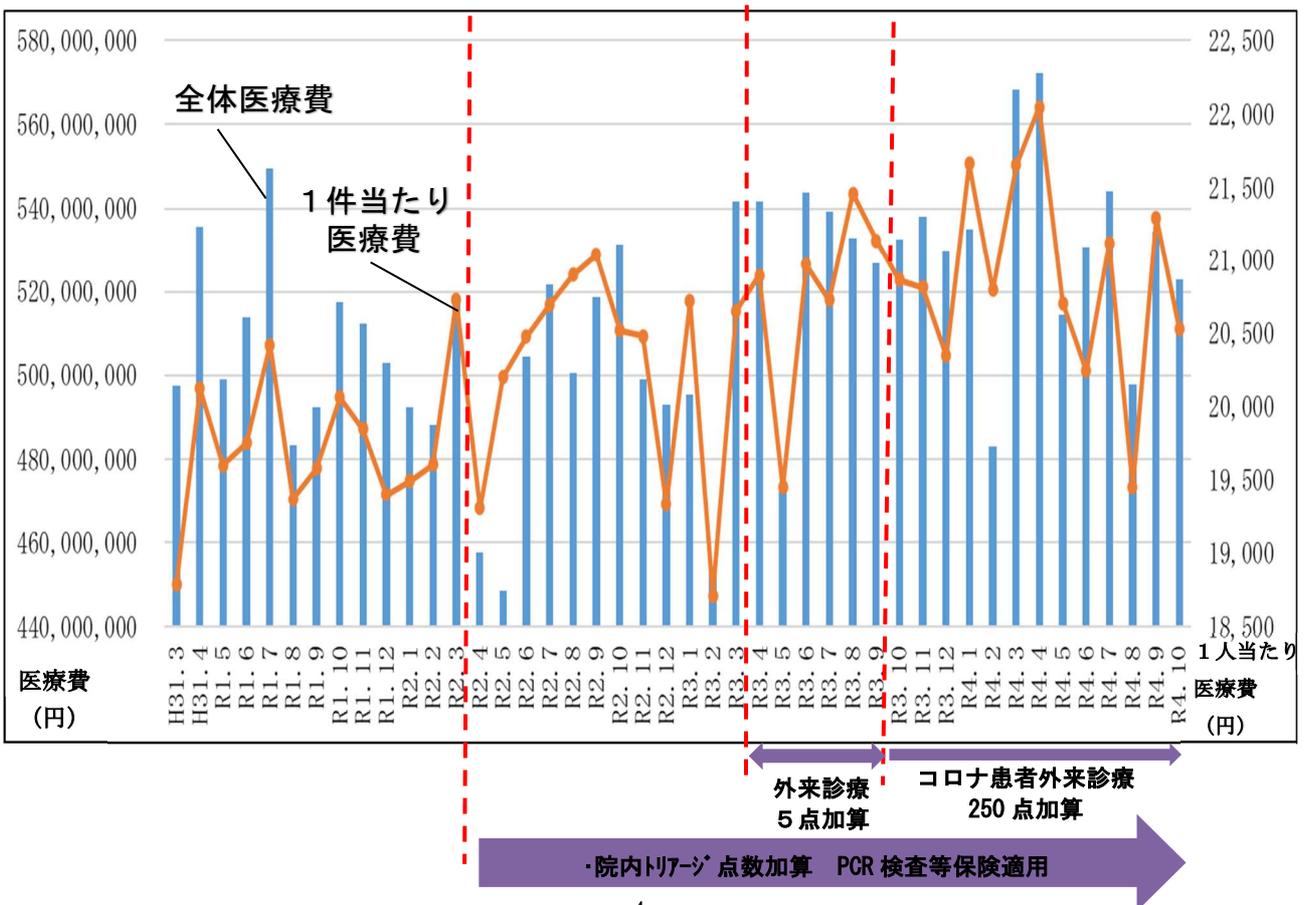
#### ア 受診件数と被保険者数の推移

コロナ禍による受診件数の減は見られたが、現在では、コロナ禍前とほぼ同等となっています。  
 (令和2年4月に出示された第1回目の緊急事態宣言の期間の受診件数数が極めて減少)



#### イ 医療費と1件当たり医療費の推移

新型コロナウイルス感染症拡大と診療報酬の臨時的取扱いに伴い、全体医療費及び1件当たりの医療費ともに、コロナ禍以前よりも増額となっています。

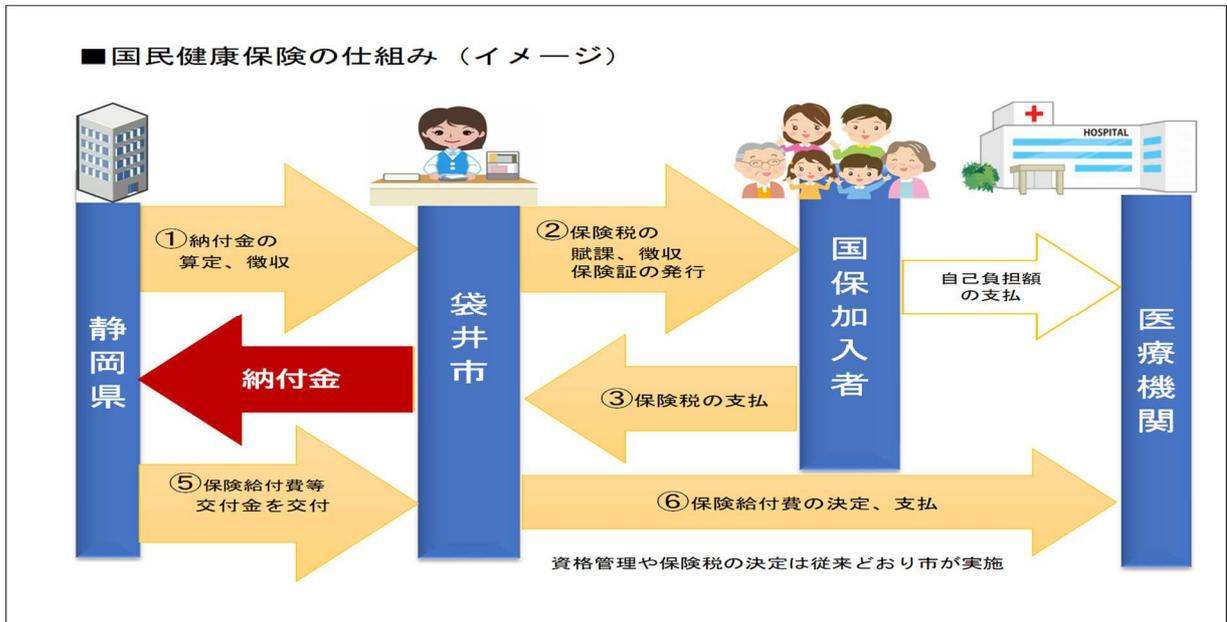


## 2 令和5年度国民健康保険事業納付金及び標準保険料率について

### (1) 国民健康保険事業納付金について

県は、保険給付費の財源として、各市町から納付金を徴収します。

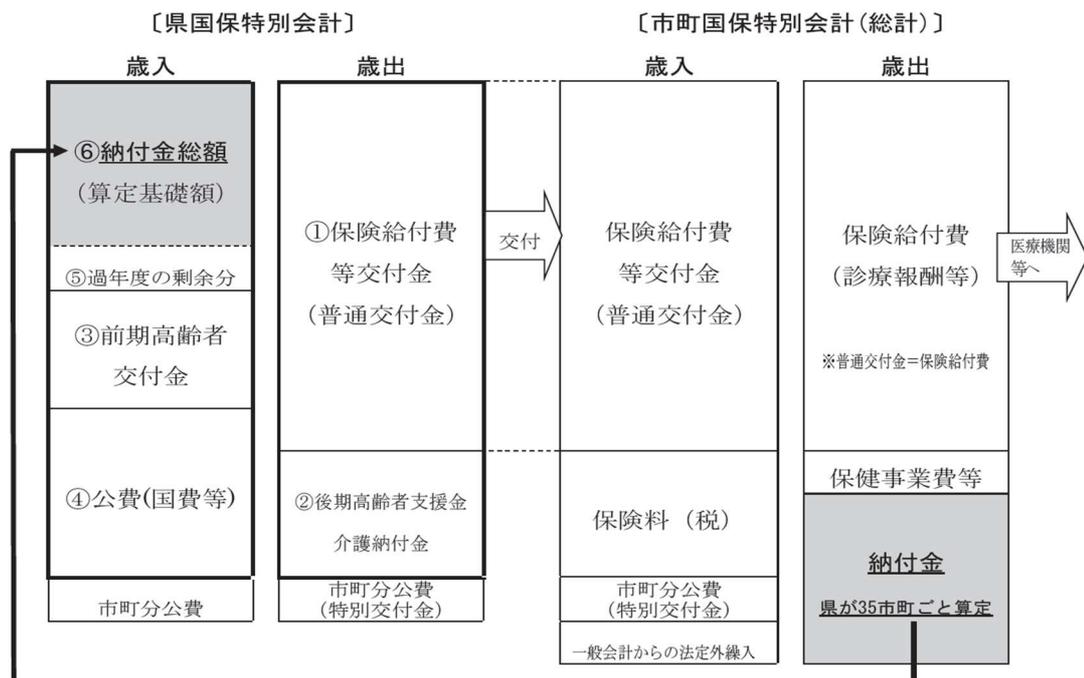
各市町は、納付金を支払うことで、県から保険給付に必要な費用の交付を受けて、医療機関等へ保険給付費を支払います。



### ア 県全体の納付金額の算出について

県は、県全体の保険給付に必要な額から、収入として見込まれる国からの交付金等を控除し、各市町の納付金としています。

納付金は、各市町の所得水準、被保険者数・世帯数、医療費水準等から市町ごとに算定されます。



## イ 令和5年度袋井市の納付金について（速報値）

国から提示された係数により算定した令和5年度納付金が、県から示されましたので、報告します。

なお、今回提示された額は速報値となっており、2月に納付金が確定します。

### ■納付金総額（袋井市が県へ支払う納付金）

令和5年度	21億6,098万円
令和4年度	21億6,501万円
差 額	▲403万円

納付金は、県全体の納付金総額を、各市町の所得水準、被保険者数・世帯数で按分し、さらに市町ごとの医療費水準を反映して市町ごとに算定されています。

県全体の納付金総額が昨年度と比較して減少したため、市の納付金も減額となったものです。

## （2）標準保険料率等について

標準保険料率は、各市町が県へ納付金を支払うために必要な国保税額の標準的な水準を表しているもので、県の保険料水準の統一に向けて将来目標の参考とするものです。

### ■市町村標準保険料率等

#### ○算定方式

医 療 分	3方式
支 援 金 分	3方式
介 護 分	2方式

#### ○賦課限度額

医 療 分	650,000円
支 援 金 分	200,000円
介 護 分	170,000円

#### ○市町村標準保険料率

区 分		県から提示された 標準保険料率 A	令和5年度 B	比 較(A-B)
医 療 分	所得割	6.62%	6.16%	0.46%
	資産割	—	10.00%	▲10.00%
	均等割	27,827円	26,600円	1,227円
	平等割	18,335円	21,400円	▲3,065円
支 援 金 分	所得割	2.99%	1.84%	1.15%
	資産割	—	1.37%	▲1.37%
	均等割	12,180円	9,200円	2,980円
	平等割	8,025円	6,900円	1,125円
介 護 分	所得割	2.35%	1.43%	0.92%
	資産割	—	1.50%	▲1.50%
	均等割	17,242円	13,400円	3,842円
	平等割	—	1,500円	▲1,500円
合 計	所得割	11.96%	9.43%	2.53%
	資産割	—	12.87%	▲12.87%
	均等割	57,249円	49,200円	8,049円
	平等割	26,360円	29,800円	▲3,440円

### 3 令和5年度国民健康保険制度改正について

#### (1) 令和5年度税率、税額の改定について

昨年度までの本協議会での協議を経て、県の国民健康保険運営方針の賦課方式（3・3・2方式）に合わせ、資産割及び介護分平等割を廃止すること、その方法として、令和4年度から段階的に実施し、令和6年度に完全実施する方針としております。

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
医療分 (全員)	所得割	5.58%	6.16%	6.75%
	資産割	20.00%	10.00%	廃止
	均等割	25,900円	26,600円	27,300円
	平等割	23,500円	21,400円	19,200円
後期分 (全員)	所得割	1.62%	1.84%	2.06%
	資産割	2.73%	1.37%	廃止
	均等割	8,200円	9,200円	10,200円
	平等割	6,600円	6,900円	7,200円
介護分 (40～64歳 の方)	所得割	1.19%	1.43%	1.66%
	資産割	3.00%	1.50%	廃止
	均等割	10,100円	13,400円	16,800円
	平等割	3,000円	1,500円	廃止
合 計	所得割	8.39%	9.43%	10.47%
	資産割	25.73%	12.87%	廃止
	均等割	44,200円	49,200円	54,300円
	平等割	33,100円	29,800円	26,400円

#### (2) 税の賦課限度額引き上げについて

令和5年度から後期高齢者支援金分の賦課限度額が、「20万円」から「22万円」に引き上げる改正が予定されています。

区 分	現行 (令和4年度)	改正後 (令和5年度)	比 較
医療分	65万円	65万円	変更なし
後期分	20万円	<b>22万円</b>	+2万円
介護分	17万円	17万円	変更なし
合 計	102万円	<b>104万円</b>	+2万円

#### ■賦課限度額改正後の影響額

区 分	現 行	改正後	比 較	影響額
医療分	125世帯	125世帯	0世帯	0円
後期分	114世帯	88世帯	▲26世帯	200万円
介護分	39世帯	39世帯	0世帯	0円
合 計	-	-	-	200万円

### (3) 税の軽減判定所得引き上げについて

国保税には、一定の所得条件によって均等割額と平等割額が軽減される制度があります。令和5年度からこの所得条件の判定基準を緩和する改正が予定されています。

5割軽減の場合は、世帯人数に乘じる額を「28.5万円」から「29万円」に、

2割軽減の場合は、世帯人員に乘じる額を「52万円」から「53.5万円」に、引き上げられます。

7割軽減は、改正はありません。

令和4年度	7割軽減	前年の総所得金額等が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
	5割軽減	前年の総所得金額等が43万円+{ <u>28.5万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)}+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
	2割軽減	前年の総所得金額等が43万円+{ <u>52万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)}+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯



令和5年度	7割軽減	前年の総所得金額等が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
	5割軽減	前年の総所得金額等が43万円+{ <u>29万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)}+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
	2割軽減	前年の総所得金額等が43万円+{ <u>53.5万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)}+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

#### ■軽減判定所得改正後の影響額

区分	現行	改正後	比較	影響額
医療分	5,235世帯	5,299世帯	64世帯	▲141万円
後期分	5,235世帯	5,299世帯	64世帯	▲48万円
介護分	1,672世帯	1,691世帯	19世帯	▲11万円
合計	-	-	-	▲200万円

#### (4) 出産育児一時金の引き上げについて

国（厚生労働省）では、子育てを社会全体での支援することを目指し、出産育児一時金の引き上げをするため、「健康保険法施行令（大正5年勅令第243号）」を一部改正し、令和5年3月31日に公布する予定です。

これに伴い、袋井市国民健康保険条例第5条を次のとおり改正します。

#### ◇出産育児一時金改正後の比較

区 分	現行 (令和4年度まで)	改正後 (令和5年度から)	比較
出産育児一時金	408,000円	488,000円	80,000円
【加算額】産科医療 補償制度に加入する 医療機関での出産	12,000円	同 左	変更なし
合 計	420,000円	500,000円	80,000円

#### ◇一時金改正後の影響

年 度	件数	影 響 額
令和2年度実績	55件	令和5年度からの改正予定のため、影響なし
3年度実績	51件	
4年度予算	60件	
5年度予算要求	55件	55件×80,000円=4,400,000円

なお、出産育児一時金の支給については、基準額の3分の2に相当する額を一般会計から繰り入れすることが認められています。

(一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金の額)

上記件数×42万円(令和2～4年度)

令和2年度実績	23,100,000円	×	2/3	=	15,400,000円
3年度実績	21,420,000円	×	2/3	=	14,280,000円
4年度見込	25,200,000円	×	2/3	=	16,800,000円
5年度予算	27,500,000円	×	2/3	=	18,330,000円

出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられることにより、一般会計からの国民健康保険特別会計への繰出金は、一人あたり約5万3千円増加する(8万円×3分の2)

#### 4 保険者努力支援制度の評価指標について

保険者努力支援制度は、市が行う次の表の項目の適正化に向けた取組等に対し、県から市へ保険者努力支援制度交付金として交付されるものです。

下記項目の取組状況を点数化し、その配点により交付金が支給され、各市町の保健事業等の充実を促すものです。

##### 【令和4年度申請状況】

斜体は複数市町順位

##### ① 保険者共通の指標

項目	満点	本市	順位	県平均
1 特定健診・特定保健指導・メタボ	190点	100点	3位	48点
2 がん・歯周病疾病健診	75点	35点	15位	39点
3 重症化予防	100点	100点	1位	79点
4 個人インセンティブ・情報提供	65点	65点	1位	58点
5 重複服薬	50点	50点	1位	40点
6 後発医薬品の取組・使用割合	130点	110点	2位	57点
計	610点	460点	1位	322点

##### ② 国保固有の指標

項目	満点	本市	順位	県平均
1 保険料（税）収納率	100点	70点	10位	50点
2 データヘルス計画の実施状況	25点	25点	1位	24点
3 医療費通知の取組の実施状況	15点	15点	1位	15点
4 地域包括ケア推進、一体的の取組	40点	40点	1位	25点
5 第三者求償の取組状況	50点	50点	1位	46点
6 適正かつ健全な事業運営の実施状況	100点	83点	3位	75点
計	330点	283点	3位	236点

##### ① +②

合計	940点	743点	1位	558点
----	------	------	----	------

##### 【参考】 保険者努力支援制度の実績等（令和5年度は暫定値）

交付年度	本市獲得点数	保険者努力支援制度 (取組指標分)			被保険者数 (前年度：5月末日)	一人あたり 交付額	県内 順位
		円	うち、 保険者努力支 援制度分 円	うち、 特別調整交付 金分 円			
令和3年度	655	41,262,000	33,969,000	7,293,000	17,531	2,354	第8位
令和4年度	694	42,520,000	35,005,000	7,515,000	17,197	2,472	第2位
令和5年度	743	46,727,000	38,468,000	8,259,000	16,843	2,774	第1位

令和5年度は、上記令和4年度申請状況①及び②の取組への努力成果として、被保険者一人あたり「2,774円」の交付が予定されております。

5 袋井市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画の進捗状況について

袋井市国民健康保険保健事業実施計画（第2期計画）・袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期計画）は、「生活習慣病予防による被保険者の健康の保持増進」を目的とし、目的を達成するための目標を定め、各事業に取り組んでいる。

6年計画の中間年にあたる令和2年度の中間評価では、より幅広い世代への健康管理意識の向上が必要と課題も明らかとなったが、概ね順調に事業が実施されていることを確認した。

今回は、令和3年度の国民健康保険の状況及び計画の進捗状況について報告する。

(1) 袋井市国民健康保険の状況

ア 被保険者年齢階層別加入率の状況「令和3年度」

(単位：人)

市名	被保険者年平均数		0～6歳		7～64歳		65～74歳		人口	後期高齢者医療被保険者年平均数	
	A	B	B/A	C	C/A	D	D/A	E		F	F/E
袋井市	17,057	356	2.1%	8,196	48.1%	8,505	49.9%	87,983	10,215	11.6%	
市町計	765,338	15,026	2.0%	372,117	48.6%	378,195	49.4%	3,586,493	564,840	15.7%	
(磐田市)	34,883	698	2.0%	15,911	45.6%	18,274	52.4%	167,663	23,964	14.3%	
(掛川市)	24,233	475	2.0%	11,040	45.6%	12,718	52.5%	115,943	15,706	13.5%	
(御殿場市)	15,409	326	2.1%	7,629	49.5%	7,454	48.4%	85,828	11,109	12.9%	

イ 被保険者の医療費の状況「令和3年度」

一人あたり医療費

(単位：人、円)

市名	人口	被保険者総数	医療費(10割)	一人あたり医療費
袋井市	87,983	17,057	6,179,097,000	362,262
市町計	3,586,493	765,338	287,382,849,000	375,498
(磐田市)	167,663	34,883	12,884,452,000	369,362
(掛川市)	115,943	24,233	9,188,195,000	379,160
(御殿場市)	85,828	15,409	5,513,428,000	357,806

出典 令和3年度国保・後期高齢者診療報酬、介護費、特定健康診査受診率の状況

ウ 特定健康診査受診率等「令和3年度法定報告値」

(ア) 特定健康診査受診率

袋井市(順位)	市町平均	(磐田市)	(掛川市)	(御殿場市)
42.1% (13位/35市町)	36.3%	40.6%	40.5%	39.8%

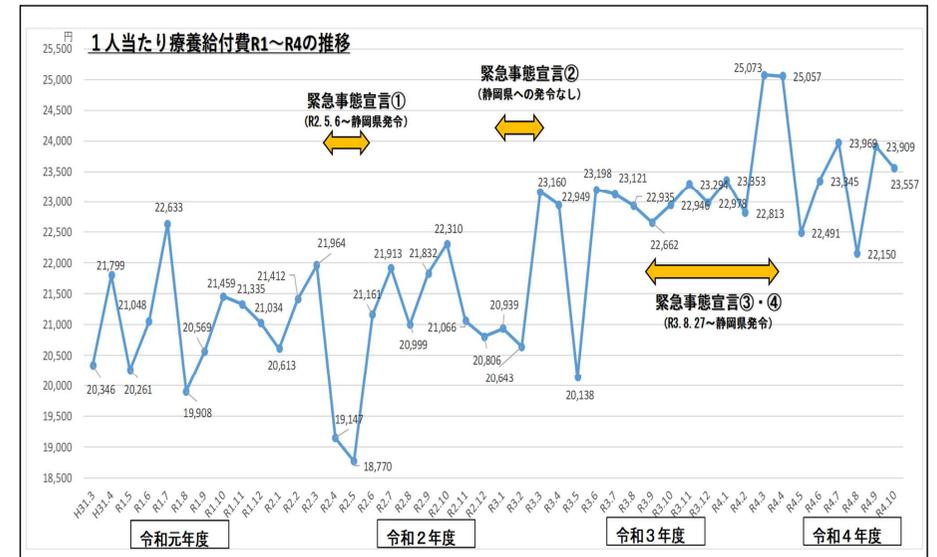
令和2年度 43.8% (第6位)

(イ) 特定保健指導実施率「令和3年度法定報告値」

袋井市(順位)	市町平均	(磐田市)	(掛川市)	(御殿場市)
81.1% (2位/35市町)	37.9%	77.1%	68.8%	26.8%

令和2年度 77.8% (第2位)

エ 被保険者一人あたり保険給付費(月額)の推移



令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策による第1回目の緊急事態宣言の発令時には、一人あたりの保険給付費が急激に減少したが、その後は令和元年度とほぼ同水準で推移した。

令和3年度及び令和4年10月時点では、コロナ禍前の令和元年度より一人当たり保険給付費が伸びており、これは全国的にも同じ状況である。

また、受診件数についても、4ページ(3)アのとおり、令和2年度よりは、令和3年度及び令和4年度ともに、増加している。



(7) 進捗状況  
【取組1～3】

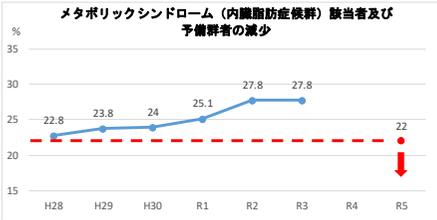
袋井市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）  
袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画

区分	基準	事業・最終目標値の方向性
S 達成	現状値が目標値を達成している（達成する見込みである）	そのまま事業を継続 目標値を上回っている場合、上方修正
A 順調	期間に推移しているが、現状値が目標値に未達成である	程度に応じて計画や軌道の修正を検討し、方向性を確認 方向性を踏まえて目標値の上方修正又は現状維持
B 現状維持	現状値が基準年とほぼ同値である	程度に応じて計画や軌道の修正を検討し、方向性を確認 方向性を踏まえて目標値の現状維持
C 低調	現状値が基準年の数値より下回っている	程度に応じて計画や軌道の修正を検討し、方向性を確認 方向性を踏まえて目標値の下方修正又は現状維持
D 評価困難	期間が短いなどの理由により実績値取得が困難な場合等	評価困難の理由を明確化し、目標や指標設定を見直し

目的を達成するための目標

【目標Ⅰ】評価：C

コロナ禍で変化した生活習慣による影響が大きい中、積極的な保健指導を実施し、生活習慣の改善に努め、前年度の数値を維持している。



【目標Ⅱ】評価：B→A

継続的な指導により、改善傾向がみられる。引き続き、対象者に合わせた保健指導を実施する。



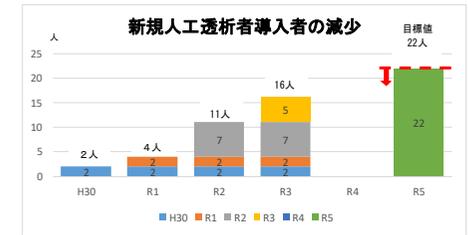
【目標Ⅲ】評価：C→B

目標には到達していないものの、前年と比較し、減少した。引き続き対象者に合わせた保健指導を実施し改善に努める。



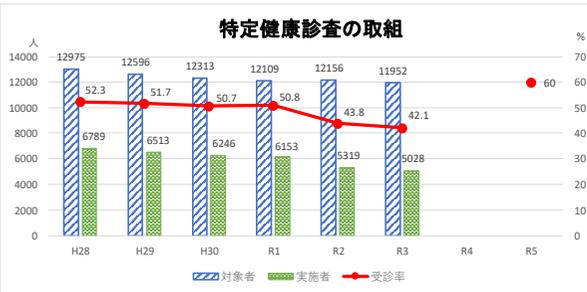
【目標Ⅳ】評価：B

早期からの予防が重要であるため、血圧管理をはじめ、糖尿病性腎症重症化プログラムに沿った取組を推進する。

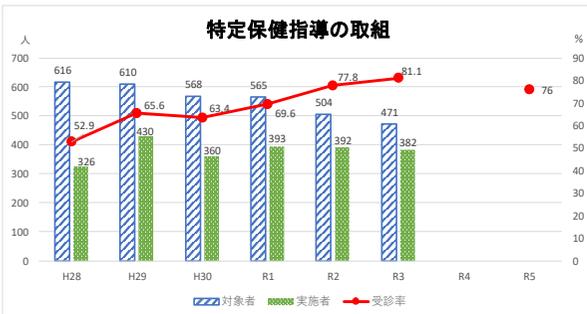


特定健康診査等実施計画（第3期計画）の取組

【特定健康診査】評価：C コロナ禍により受診率が下がった。  
R4から総合検診を再開させ、コロナ前の受診率を目指す。

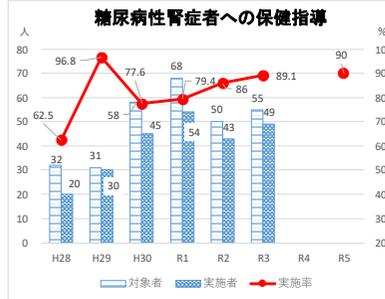


【特定保健指導】評価：S 目標値を達成した。事業を継続し、さらに推進する。  
令和2年度に目標値を上方修正（60%→76%）し、取り組んでいる。

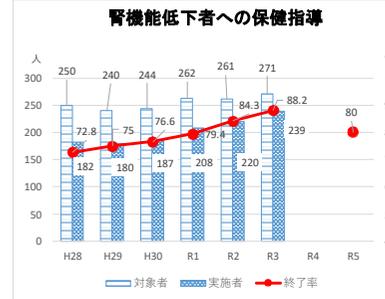


特定保健指導以外の要指導者への保健事業の取組

評価：A 目標に向け順調に推移している。  
関係機関と連絡調整し、取り組んでいく。

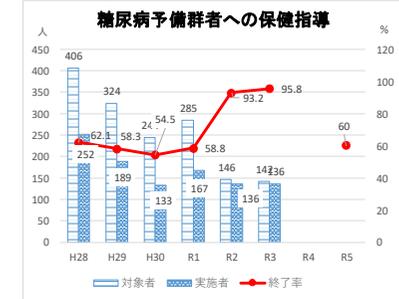


評価：S 目標達成した。  
事業を継続し、さらに推進する。

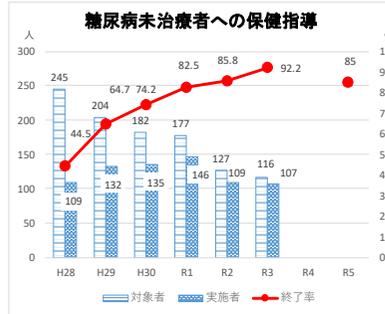


R2:目標値上方修正(70%→80%)

評価：S 目標を大幅に上回って達成した。  
事業は継続し、さらに推進していく。



評価：S 目標を達成した。  
事業を継続し、さらに推進していく。



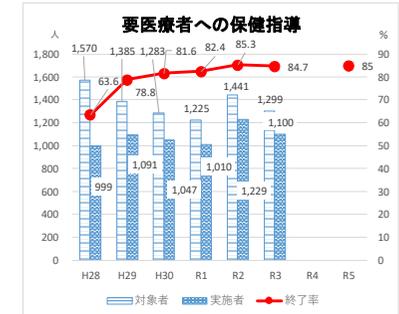
R2:目標値上方修正(65%→85%)

評価：A→B 直近2年間が減少している。  
受診の継続を支援するよう、取り組んでいく。



R2:目標値上方修正(60%→90%)

評価：S→A 目標値を達成していない。  
事業を継続し、目標値の達成を目指す。



R2:目標値上方修正(65%→85%)

【取組4】人間ドック等受診費用助成の状況（令和4年11月末時点）

被保険者の健康保持及び疾病の早期発見のため、人間ドック等の受診費用の7割相当（上限：1人1年度3万円）を助成している。

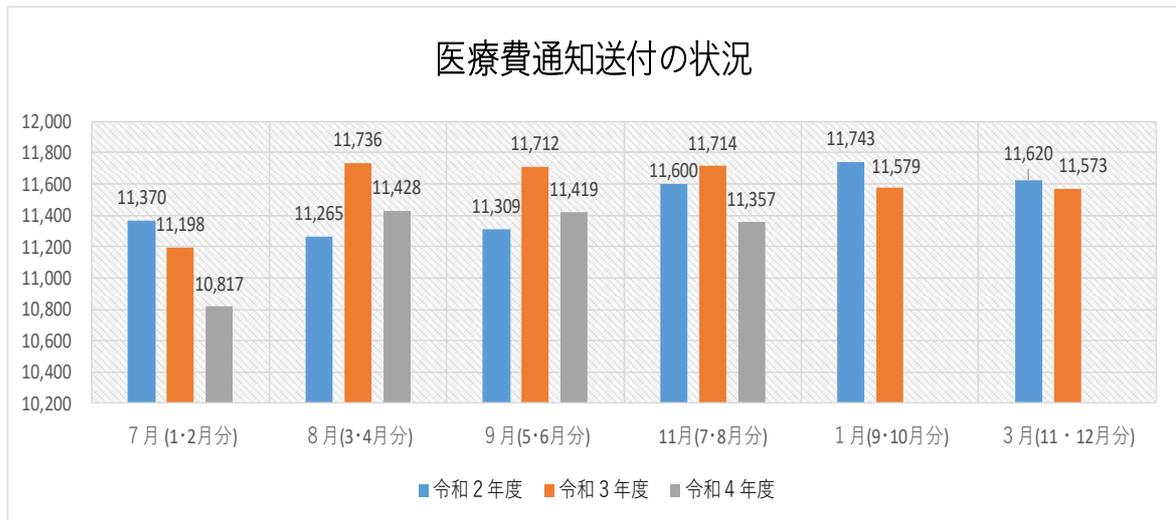
医療機関	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度
中東遠総合医療センター	195件	227件	168件
磐田市立総合病院	119件	138件	110件
新都市病院予防健診センター	52件	54件	36件
聖隷健康診断センター	191件	207件	153件
聖隷予防健診センター	116件	104件	103件
遠州病院健康管理センター	13件	19件	13件
合 計	686件	749件	583件

令和4年度は11月末現在

【取組5】医療費通知送付の状況（令和4年11末日現在）

被保険者に健康意識を高めってもらうため、実際にかかった医療費を通知している。

	7月(1・2月分)	8月(3・4月分)	9月(5・6月分)	11月(7・8月分)	1月(9・10月分)	3月(11・12月分)
令和2年度	11,370	11,265	11,309	11,600	11,743	11,620
令和3年度	11,198	11,736	11,712	11,714	11,579	11,573
令和4年度	10,817	11,428	11,419	11,357		



【取組6】後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進への取組の状況

被保険者にジェネリック医薬品を利用してもらうため、「ジェネリック医薬品を勧めるお知らせ（差額通知）」を9月と2月に送付している。

年度	9月送付数	2月送付数	利用率		備考
令和元年度	664通	574通	袋井市	77.1%	令和元年 9月調剤分
			静岡県	76.7%	
令和2年度	604通	500通	袋井市	80.2%	令和2年 9月調剤分
			静岡県	80.0%	
令和3年度	563通	552通	袋井市	80.9%	令和3年 9月調剤分
			静岡県	80.5%	
令和4年度	802通	-	袋井市	82.0%	令和4年 3月調剤分
			静岡県	80.6%	

令和4年度からジェネリック医薬品の普及促進のため、19種類を追加し計30種類とした。

出典 厚生労働省保険者別の後発医薬品の使用割合

## 【審議事項】

### 1 令和5年度袋井市国民健康保険事業の運営方針について

国民健康保険事業は、平成30年度から静岡県と各市町で共同運営を行っており、「静岡県国民健康保険運営方針（令和3年度～令和5年度）」では、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町とともに、医療費適正化、賦課方式の統一、収納率向上、赤字繰入の解消・削減などに取り組むこととしています。

本市においては、被保険者数は年々減少し、令和3年度は、前年度と比較して510人減の16,671人となり、今後も収入減少は続き、財政的に厳しい事業運営が予想されます。

このような中、県の運営方針を踏まえ、本市の国民健康保険事業の安定経営に向け、国民健康保険税（以下「国保税」という。）の収納率の向上、被保険者の健康増進及び医療費の適正化などを実施するため、令和5年度の運営方針を定めます。

#### （1）税率、税額について

運営母体である県では、令和9年度までに合意のとれた市町と到達可能な段階の保険料水準の統一を目指して、県内の賦課方式や医療水準など諸条件について、各市町と協議を進めているところです。

本市では、令和9年度までに予定されている保険料水準の統一を見据え、賦課方式及び税率等を令和4年度から令和6年度までの3年間で段階的に行うこととし、袋井市国民健康保険税条例の一部改正を行いました。

令和5年度は、3年間の段階的な改正の2年目となることから、引き続き税率等改正の理解をいただくよう丁寧な説明と周知を行ってまいります。

また、県内の保険料水準の統一に向けた医療費水準の平準化や賦課方式の統一等についての協議や令和7年度以降の本市の国保税のあり方の分析などを行ってまいります。

#### （2）税の収入率向上対策について

令和3年度の現年度分収入率は、対前年度0.8%増の「95.66%」で、納付方法の多様化等の取組により毎年向上しております。

また、収入率は、県の目標値（94.17%）や市税等収納対策アクションプランの目標値（94.2%）を上回っている状況です。

令和5年度からの新たな取組として、QRコード納付書による収納を導入し、市の指定金融機関だけでなく、QRコードに対応する全国の金融機関で国保税を納付できるよう対応してまいります。

今後においても、被保険者の新型コロナウイルス感染症による収入の減少の影響が懸念されますが、以下の取組により、さらなる収入率の向上を目指してまいります。

- ア 口座振替納税の推進
- イ コンビニ納付の推進
- ウ クレジット納付の推進
- エ スマートフォンアプリケーションを利用したキャッシュレス決済の推進
- オ QRコード納付書による収納の導入（令和5年度から）
- カ 外国人に対する制度周知
- キ 国保税の軽減の周知
- ク 納税相談の実施
- ケ 現年度課税の徴収強化
- コ 財産調査及び滞納処分の強化

### （3）資格適用及び医療費の適正化について

#### ア 資格適用の適正化

納税通知書や被保険者証が届かない居住不明者については、追跡調査を実施し、職権による資格喪失の手続を行います。

また、国民健康保険（以下「国保」という。）と被用者保険の二重加入をなくすため、国民年金の異動状況を基に脱退手続を促す勧奨通知を送付し、資格喪失届の提出がない場合は、職権による資格喪失の手続を行います。

併せて、健康保険の未加入者に対しても、勧奨通知を送付して、国民皆保険制度の理解を周知し、国保加入の手続の案内をするなど、被保険者の資格確認を徹底し、国保適用の適正化を図ります。

加えて、手続の利便性向上を図るため、国保の脱退手続等の電子申請を導入します。

#### イ レセプト点検の実施

診療報酬の適正な支払いを行うため、国民健康保険団体連合会へ委託して診療報酬明細書の内容点検を毎月行います。

#### ウ 第三者行為事務について

第三者行為（交通事故等）に係る求償事務を国民健康保険団体連合会へ委託し、届出を指導します。

#### (4) 保健事業の推進について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、特定健康診査の受診率が令和元年度以降低下しているため、今年度から実施している総合検診を引き続き実施するとともに、新規国保加入者への保険課窓口でのチラシ配布、電話やはがきによる受診勧奨等、特定健康診査の受診率向上に努めてまいります。

また、重症化予防対策として保健指導や要治療域の方への医療機関受診勧奨を行うとともに、人間ドック、脳ドック等の推進及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的取組につきましても引き続き、実施してまいります。

加えて、令和5年度につきましては、本市が目指す健康寿命日本一の実現のため、静岡社会健康医学大学院大学と連携し、5年後の受診者を追跡調査し、食生活や生活習慣などのリスク因子の解明・予防に役立てていくことを目的に袋井健康長寿研究「ふくけん」を実施いたします。

また、平成30年度から6年間の「袋井市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルズ計画）袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画」が令和5年度をもって終了することに伴い、令和6年度からの次期計画を策定していきます。

#### (5) 啓発、広報事業の推進について

本市においては、令和5年度も税率が変更となりますことから、賦課方式や税率の改正について、引き続き、市広報紙、市ホームページ及び各種啓発パンフレット等を活用して次のとおり、啓発をしていきます。

##### ア より早い時期からの広報

令和5年7月の令和5年度の納税通知書の発送を待つことなく、広報紙や市ホームページへの掲載、加入世帯へのパンフレット配布等により広報に努めます。

##### イ 個々の国保税額の説明

国保に加入時や被用者保険の任意継続保険料との比較のため希望があった場合には、個々の世帯の税額試算について丁寧にわかりやすく説明していきます。

##### ウ 医療費の削減につながる情報提供

日頃からの健康の増進と予防医療が、重症化を防ぎ、また、長寿につながり、結果として医療費の削減にもつながっていくことを丁寧に伝え、市民の協力を呼びかけていきます。